

西原町最大級の伝統行事「綱引き」

※写真はすべて2017年に行われたものです



我謝(綱作り)



内間(旗頭)



幸地(綱合わせ)



小波津(貫棒差し込み)



小那覇(貫棒差し込み)



津花波(綱引き)



小橋川(綱引き)



嘉手苅(綱引き)



呉屋(綱引き)

お問い合わせ

教育部生涯学習課 文化財係
☎ 944-4998

参考文献 『西原町史 第四巻 資料編三 西原の民俗』

※1 今年棚原は未実施。

※2 昔は掛保久、桃原、安室、翁長でも行われていた。

これまで綱引きに参加する機会がなかった方は、

来年こそ参加してみてください。きっと綱引きを通して地域の伝統や文化、つながりを感じることができるとおもいます。

今年、綱引きに参加または見学に行きましたか。現在、西原町で綱引きが行われている地域は、幸地、棚原(※1)、呉屋、津花波、小橋川、内間、嘉手苅、小那覇、我謝、小波津の十箇所です(※2)。

綱引きは毎年旧暦の六月二十五日または、その後の日曜日に行われています。ちなみに、今年は八月二十日(日)に行われました。

綱引きがいつごろ始まったのか、はっきりしたことは分かっていませんが、我謝の綱引きは四五〇年以上の歴史があるといわれています。

綱引きは主に五穀豊穡や無病息災を祈願するために、なかには若者たちの繁栄、火除けのための願いが込められている地域もあります。

ところで、綱引きが地域の行事として引き継がれてきたなかで、綱がロープ綱に変化した、引く場所が変わった、引く日程が変わったなどの地域があり、伝統的な内容から少しずつ変わってきています。

しかし、時代や地域の状況に合わせて形を変化をさせながら綱引きを続けていることに、各地域が伝統行事や地域の結束を大切にしていることが伝わってきます。

太陽光発電設備は固定資産税の課税対象 となる場合があります

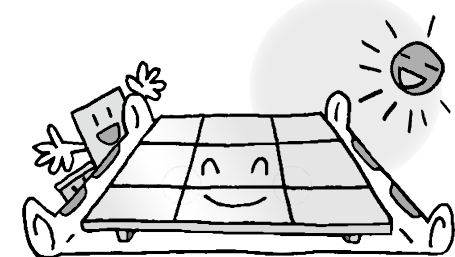
課税の対象となる可能性がある方へ「課税についてのお知らせ」を順次郵送します。不明な点がありましたら、税務課(資産税係)までお問い合わせください。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	課税対象	課税対象外
個人(事業用) または法人	課税対象	

10kW以上の太陽光パネルの目安は約46枚です。(メーカーにより異なります)

※経済産業省から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた方や、一般社団法人環境共創イニシアチブから「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」を発行された方は、固定資産税の特例が適用されます。

※会社・自宅等に太陽光発電設備を設置し、余剰電力等を売却している場合、当該売却収入は雑所得として取り扱われ、所得がある場合、個人の方は確定申告または住民税申告が必要となります。



【お問い合わせ】 総務部 税務課 資産税係 ☎ 945-4729



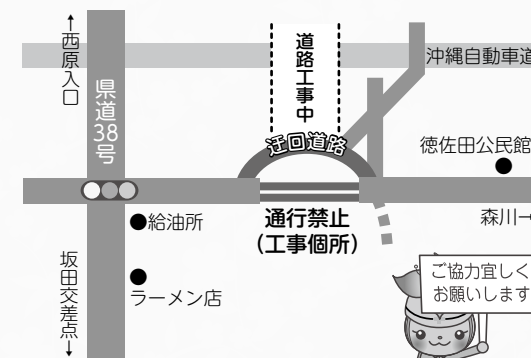
工事による迂回のお知らせ

道路の工事を行うため、図の二重線の箇所が通行禁止となり、迂回道路へ変更となります。

みなさまには何かとご不便をお掛けしますが、工事へのご理解とご協力をお願いします。

【実施日】平成29年10月16日(予定)から

【お問い合わせ】 建設部 都市整備課 工事係 ☎ 945-5041



ロビーコンサートしませんか

歌や楽器演奏、ダンスなど、日ごろの活動成果をロビーでちょこっと発表してみませんか。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 教育部生涯学習課 ☎ 945-5036

2016年 全国酒類コンクール 第1位 泡盛部門

www.kamejikomi.com